

民間資金等活用事業推進委員会  
優先的検討部会  
第5回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第5回優先的検討部会  
議事次第

日 時：平成29年4月14日（金）9:56～11:27

場 所：中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第4回優先的検討部会以降のこれまでの取組について
- (2) 平成28年度末の優先的検討規程策定状況のフォローアップについて
- (3) PPP/PFI優先的検討の今後の取組方針
- (4) アクションプランの見直しについて

3. 閉 会

○森企画官 定刻より若干早いのですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第5回優先的検討部会」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用推進室企画官の森でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に、前回の部会後に事務局のほうに人事異動がありましたので、御報告をさせていただきます。

PFI推進室参事官の坂本でございます。

PFI推進室企画官の濱田でございます。

PFI推進室企画官補佐の菅でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、定員5名のうち4名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

まず、議事に入る前に、審議官の木下から一言挨拶をさせていただきます。

○木下審議官 審議官の木下でございます。私はかわりませんでしたので、引き続きよろしく願いいたします。

年度もかわりましたので、最初ということで一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、引き続きお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。PPP/PFI優先的検討の推進につきましては、昨年度末までに国と人口20万人以上の地方公共団体において100%策定されるようにということで取り組んできたところでありまして、この部会でも御議論いただきました運用の手引を公共団体宛てに発出したり、また、説明会にうちの職員がぐるぐる回ったりして、その促進を図ってきたところではありました。しかし、きょうの資料でも御説明がありますけれども、昨年末の時点で人口20万人以上の地方公共団体における規程の策定率はおよそ67%でありまして、目標の100%にはかなり届きませんでした。

今後、策定率が格段に上がることに向けまして、より強く公共団体に働きかけていくことが必要と考えてございますし、また、つくっているところは、本年度から本格的な運用が開始されるということですので、その運用状況をしっかりフォローしていくことで、実効性あるものとしていきたいと考えてございます。

また、昨年末からいろいろお話がございました20万人未満の公共団体への拡大につきましても、ぼちぼちという表現はよくないのですけれども、検討に着手してまいりたいと考えてございます。

今年度、これらにつきましていろいろな課題がございますけれども、専門的な観点から、皆様からまた御意見を頂戴したいと思っておりますので、今年度も引き続きどうぞよろしく願いしたいと思ひまして、初めの一言といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○森企画官 それでは、以後の議事につきましては、根本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○根本部会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事次第に沿いまして「(1)第4回優先的検討部会以降のこれまでの取組について」、事務局より御説明をお願ひいたします。

○森企画官 それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料1を1枚おめぐりいただきまして、本日の全体なのですが、1番から4番までありまして、今、部会長からもありましたけれども、まず、これまでの取組についてということで、昨年12月の第4回優先的検討部会以降の取組を御報告させていただきます。あわせて、28年度末の規程策定状況のフォローアップについても御説明をさせていただきます。

次に、今後の取組方針ということで、今年度、どういうことを行っていくかということをお説明させていただきます。

最後に、今、別の計画部会というところで「PPP/PFI推進アクションプラン」の見直しを行っております。こちらは3月に計画部会の委員と専門委員の方々から、こういったところを見直すべきではないかということをお話をお伺いして、それに対して、我々は対応方針をつくりましたので、それについて御説明させていただきます。それを次回、計画部会が来週の金曜日にあるのですけれども、そちらのほうへ反映をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

まず、1番と2番を通して御説明させていただきます。

「1.第4回優先的検討部会以降のこれまでの取組について」でございます。4ページ目なのですが、大変熱心に御議論いただきまして、運用の手引を取りまとめまして、1月にこの運用の手引を全国の自治体に発出するとともに、5ページにあるように、総務省と連名で策定の要請も再度、この1月の段階でさせていただいたところでございます。線を2カ所に引っ張っているのですが、まず、人口20万人以上の地方公共団体におかれましては、年度末までに確実に規程の策定を改めてお願いいたしますということで、お願いをさせていただいたところでございます。

あわせて、運用の手引も送らせていただきまして、これを活用していただいて、実効ある優先的検討の仕組みの的確な運用をお願ひいたしますということで、こちらを出させていただいたところでございます。

続きまして、それを受けて2月には全国で説明会を実施しております。それが6ページ目になっておりまして、全国9カ所、各地方で実施をしております。参加の団体数なのですが、地方公共団体が245団体の参加をいただいております。うち、人口20万人以上が141団体ということで、全部で181ありますので参加率が77.9

%という状況でございました。あと、東京ですとか大阪ですとか大きな会場には民間の企業の方々にも入っていただきまして、民間の企業の方々も54団体の御参加をいただいたところがございます。この中で、我々の今の国の取り組みと運用の手引の中身について、御説明をしたところがございます。

大阪会場の様子は写真でつけているのですけれども、ただ一方的に説明して質疑というだけではなくて、個別の相談会も、この説明会の後にやっております、規程について、例えばもうちょっと簡易な検討のところを、設定根拠とかを詳しく教えてほしいとか、我々はこのようにつくったのだけれどもこれでいいですかとか、いろいろな相談がございましたので、そういったことで個別の相談会もやったところでございます。

その中で、アンケートもさせていただいております。2つほどピックアップしているのですけれども、今後、運用していくに当たっての課題はどういうことがあるのでしょうかということを左で聞いたところです。そうしたら、これはまた後で詳しく説明させていただきますが、庁内体制、つくったはいいけれども職員がちゃんとやってくれるだろうかというような課題ですとか、簡易な検討の方法が課題になりますというようなお話も伺ったところがございます。

こういう取り組みをしてきたところでございます。

続きまして「2. 平成28年度末の優先的検討規程策定状況のフォローアップについて」ということで、こちらは3月に年度末の策定状況のフォローアップを全自治体にしたところがございます。

資料をめくっていただきまして、先ほど木下から67%というお話をさせていただいたのですけれども、まとめたものが8ページ目になります。国と地方公共団体ということで、国につきましては、13省庁あって策定済みが9省庁、今後策定予定が4とあるのですけれども、このうち最後の決裁だけ残ってしまいましたというところもあるので、今こういう状況になってしまっているのですけれども、基本的にはもうすぐできるところでございます。

地方公共団体につきましては、先ほどありましたが、全体で181の中でいうと67.4%でございます。都道府県が72.3%で、政令市が90.0%で、その他の人口20万人以上のところが61.4%でございます。

まだ策定していないというところは、いつできるのですかということも四半期ごとの範囲で聞いております。それが下のほうになるのですけれども、今は確かに67.4%なのですけれども、6月末までにする予定ですというところになりますと75.7%、上半期の9月末になりますと80.1%、来年の3月末になりますと91.7%といった予定になっております。

こういう状況も踏まえまして、もっと我々、内閣府の担当者も個別に未策定のところを訪問して、なぜ策定できていないのですかというところからお聞きしたり、

庁内の職員を集めて説明をするといったこともしていきたいと考えております。

9 ページ目からが、具体的な省庁の状況でございます。ごらんのような状況になっておりまして、ガイドラインにつきましては、厚生労働省と国土交通省で上水道、下水道で策定がなされているところでございます。

10 ページ目が、都道府県を地図にした状況で、緑が策定をしましたというところで34団体になっています。

11 ページ目が、政令市でございます。政令市は90.0%ということで、岡山、広島とあるのですけれども、上半期にはつくり終わると聞いているところでございます。

12 ページ目が、その他の人口20万人以上のところでございます。実は1団体、江東区が策定しないと言っているのですけれども、我々も100%に近づけるように、また何とか頑張っていきたいと思っております。

13 ページ目が、人口20万人未満のところの状況でございます。3月末時点で、策定済みのところが24団体になっております。参考に、人口規模もつけておりまして、中間のときもありました粟島浦村の363人のところから、奈良県で一つ、町でつくっておられるところもございまして、こういった小規模のところでもつくっているところがございまして。

今、策定を予定していますかと全自治体に聞いたところ、206団体でつくるところでございまして。

最後、14 ページ目ですけれども、規程を策定したメリットについてお聞きしております。理解が高まったですとか、公共施設等総合管理計画等との連携が図れたですとか、庁内体制の構築ができたといったような御意見をいただいております。後ほど、今後の取り組みのところでもお話しさせていただきますけれども、例えば庁内体制の構築ができたというようなところをさらに深掘りして、優良事例とかを調査して横展開するなり、そういったところも考えていきたいと思っております。

ここまで報告事項ですけれども、以上のおりでございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して御質問、御意見等ありましたら、どうぞお出しください。

どうぞ。

○下長専門委員 先ほど、江東区さんが策定しないという話で、理由は把握されているのでしょうか。

○森企画官 もう職員の間でそういった意識はあって、改めて文章化をしなくても自分たちはできているのだというようにはおっしゃっているのです。

○下長専門委員 わかりました。

○根本部会長 そういう場合には、どう答えているのですか。

○森企画官 そうは言っても、例えば人事異動なりをしてしまうと、それが途絶えることもありますので、ちゃんとルール化をすべきではないでしょうかとは、再三再四、我々も言っているところがございます。

○根本部会長 よい回答だと思います。

5 ページ目の文章です。再度、発出していただいたことは大変よいのですが、これは都道府県宛てに行っているのですね。都道府県から連絡をしてほしいということなのですけれども、通常こういうやり方をとるということだと思うのですが、都道府県が20万人未満に出していないケースがあるのではないかとということが一つ懸念というか、そうだという話を耳にしたことがあるのです。なので、この連絡文書がしっかりと行き渡っていることの確認は何らかしていただきたい。そういうことによって、中間に入る都道府県に対する働きかけにもなると思うのです。これを見れば、全部に送ってくれと言ってはいるのですけれども、20万人以上だよねと勝手に解釈してしまうことがあるのです。

先ほどの江東区さんの話も、これは一体、誰に行っているのだということ。ちゃんと区長が見ているのかということだと思うのです。担当レベルで、まあいいかと思って、いずれかわって新しい人になったときに、そもそもそういう文書が来たこともわからないし、どう判断したかも残っていないことが往々にしてある。そういうところが体制整備のところでは一般的な問題点として出されているので、余り細かなところまでは言いにくいとしても、そこは実効性のあるような形でしていただかないといけないと思います。

先に御意見をお伺いします。

どうぞ。

○北詰専門委員 別の観点から、同じ問題意識なのですけれども、説明会にいらしてくれた方は、各自治体のどのタイプの部署の方がいらしたのだろうということがあって、私どもがPFIだとかで個別におつき合いをする方々は、それぞれの施設の担当の部署さんで、PFIとかPPPの担当の部署ではないですね。

説明会にいらした方は、どのような部署の方が多いのだろう。感触で結構です。

○根本部会長 では、今の話について何かありましたら。

○森企画官 まず、根本先生からありました20万人未満のところにもしかしたら届いていないのではないかというお話は、確かにこの文書自体が全部届いていますかと一つ一つ県に確認したわけではないのですけれども、アンケートも県に対して送って、そこから全部の市町村に送ってくださいと言っておきまして、そこは100%回収を行っております。県の方々も、アンケートもそういう状況なので、当然、こういうものも我々としては全部にちゃんと送っているのではないかとは思っているのですが、確かにおっしゃるとおり、念押しで絶対にやっってくださいねと改めて何回も言っているわけではないので、そこはもしかしたらあるかもしれません。そ

こはまた、ちゃんとした形でできるようにしたいと思います。

また、もう一点の江東区なのですけれども、区長とはお話しはしていませんけれども、我々も当然そういう聞き方もしておりますし、それは区としての判断ですとお答えをいただいたところでございます。

北詰先生の、どの部署の方々かということは、中心はいわゆる企画部局とか財政部局といった方が多い。あと、資産を管理されている部局の方々が多いのですけれども、6ページも見ていただきますと、団体数は299なのですけれども、参加の人数は四百何人ということで複数の部署から来られて、事業部署の方々も、例えば下水道の部署の方々とか、文教施設の方々とか、そういった方々が来ているような市町村もあったところでございます。

○北詰専門委員 ありがとうございます。

○根本部会長 そういうデータはないですか。企画、財政、都市整備、上下水道とかいう形であると、これは庁内体制が一番ネックなのだろうなという感じがするので、誰にこの情報がしっかり伝わることによって進むのかということがヒントになるかなと思うのです。

○森企画官 本日の資料の中で関連あるとすれば、今、席上配布資料2ということでアンケートの結果を配付させていただいています。一つのホチキスでとめてあるのですけれども、実は2つありまして、まず、1ページ目から14ページ目までが年度末に行った策定状況のアンケートの結果をまとめたものです。

15ページに、また1となってますけれども、これが運用の手引の説明会の実施の結果になっています。その5ページ目から6ページ目にかけて「(2)策定にあたっての検討体制」とありまして、ここで「②関係部署と連携し策定」というものが下のほうからその次のページにかけてあるのですけれども、その表の真ん中に部署名とあるのです。ここに出席した方の部署が書いてあって、出席した人がどこと連携したのかが右に書いております。例えば一番上の北海道でしたら、北海道の総務部総務課ファシリティ・マネジメントグループの方が来られて、その人が回答しているのですけれども、庁内の関係部署の全部と連携したのですといったものになっております。これを見ると、アンケートを回答いただいた方は行政改革推進課の方とか政策推進課といった方々が、ほかの事業所管の部署と連携してやりましたということです。

今すぐ出てくるものではこういったものがございますし、出席の方々のリストはございます。

○根本部会長 もともとPFI担当部署は把握しておられるのですか。

○森企画官 しています。

○根本部会長 そこと出席部署が同じケースはどれくらいでしょうか。違うケースで一番多いところはどこになりますか。



ざっと見る限り、マネジメント系というか公共施設等総合管理計画系のところが出席しているところが多いように思うのですけれども、そこはPPP担当そのものではないような感じですね。

○森企画官 詳しく全部は見切れていないのですけれども、PFIも担当しているのではないかとってはいたところなのです。

○根本部会長 政策推進課とか企画政策課とかはそうなのですけれども、アセットマネジメント推進課とか資産活用課とか資産経営課とか、この辺は明らかにそちらにウエートがあるので、PPP担当と重なるところもあるかもしれないけれども、違うところも結構あるのです。

そうすると、優先的検討規程の受けとめ方自体が、望ましいパターンだと思いますけれども、全体として受けとめるよりは、まず総合管理計画の推進というか個別施設計画をつくるに当たり、早速使うであろうところが出てきている。そういうことがわかるような気がするので、これはいい評価だと思うのです。しっかりとその趣旨というか実際に使うことを念頭に、窓口セクションではなくて使うセクションが認識を持つために使われている、この説明会が機能したと、いい評価をすればいいと思うのです。

そうすると、誰に伝えたいかというところがおのずと明らかになってくるかなと思います。そのあたりも、分析していただいたほうがいいかなと思います。

○森企画官 そういうことを分析すると、また今後の展開の考えにもなると思いますので、やってみたいと思います。

○根本部会長 1、2については、以上でよろしいでしょうか。

引き続きまして、3と4は一緒がいいですか。

○森企画官 とりあえず3を御説明します。

○根本部会長 それでは、今後の取り組み方針について御説明をお願いします。

○森企画官 それでは、今後の取り組み方針について、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。

資料の15ページ目をめくっていただきまして、16ページ目は全体を1枚にしたものでございます。大きく3つあるかなと思っておりまして、まずは「規程の確実な策定に向けた取組」ということで、人口20万人以上のところのものです。あと2つあるのですけれども、「的確な運用への取組」でございます。もう一つは「適用拡大に向けた取組」ということで、この3点について、今年度やっていこうと考えております。

17ページ目が、まず1点目の「優先的検討規程の確実な策定に向けた取組」でございます。先ほど説明させていただいたとおりのことをここに書かせていただいているのですけれども、まだ人口20万人以上のところでも59団体が策定をしていないところがございます。何で策定できなかったのでしょうかというようなことを個別

に聞いておりました、その理由として、庁内の関係部局間の調整に時間を要しているとか、規程の策定に合わせてPFIの実施方針を策定するとしておりました、そういったところに時間を要していますとか、首長がかわって一時期手続がとまってしまいましたとか、そういった回答があったところでございます。

個別には、先ほどの席上配付資料2の連携した部署のところの1ページ前の真ん中のほうに、29年度以降に策定予定というところで、規程の策定状況を個別に聞いた内容も表にして、それぞれの団体でこういった理由ですということを示すところを4ページ目から5ページ目にかけて書かせていただいているところでございます。

先ほども御説明させていただきましたけれども、フォローアップは、アンケート上は6月までにつくりますと言っているところが15団体あって、上半期でつくりますと言っているところと、29年度中にはつくりますと言っているところも全部含めると90%強になっております。ですので、本当にあと少しの手続関係で終わるところはいいのですけれども、なかなか思うように進んでいないところについて、担当者が訪問して、説明会なりもしていきたいと思っております。

昨年度も、いろいろ個別には専門家派遣とか、自治体からぜひ来て説明してほしいという話も伺っていて、そういったところで行ったところ、非常に市は理解が進んでスムーズにつくれたというような御意見もあったので、そういったところも踏まえて、我々も未策定の団体についてはどんどんやっていきたいと思っております。

この下の表は、それぞれこの時期までにこれぐらいつくりますというものでございます。

これが、確実な策定に向けた取り組みです。

続きまして、18ページ目が「優先的検討規程的確な運用への取組」でございます。先ほども説明させていただいたのですけれども、今後、運用していくに当たっての課題ということで下に書かせていただいておりますけれども、こちらは「庁内体制」が圧倒的に多かったところでございます。

こちらは、また席上配布資料2の14ページの後にまた1ページとなっていて、その次の2ページ目になるのですけれども、これは説明会でのアンケートで聞いたものでして、真ん中にQ3とあって、真ん中の表は今のページにつけさせていただいたものと同じなのですけれども、庁内体制といっても漠然としているので、さらに内訳ということでこのページの下に書いています。「職員の理解」ですとか「庁内体制の構築」ですとか「他部署との連携」、他部署とちゃんとやっていけるかといった課題があるでしょうというようなアンケート結果となっております。

こういった課題を我々もさらに分析なり調査なりして、あと、上半期で運用の状況もフォローアップして、庁内体制をちゃんと構築できましたというところもあるので、そういったところの優良の事例も調査をしながら、横展開なりを図っていききたいと思っております。

これが的確な運用への取り組みです。

続きまして、19ページ目からが「優先的検討規程の適用拡大に向けた取組」でございまして、19ページ目の上は、第4回までの議論で適用拡大していくといったことに関連した御議論があったところの意見のまとめをさせていただいたものでございます。

4つほど書かせていただきましたけれども、できるだけ早い段階で、人口20万人という要件の緩和もしくは撤廃の方向性が構成員の総意ですといったような御意見、あとは10億円未満の事業についても、PPP/PFIが効果的な事業については積極的に推進していくべきだという御意見、とはいっても効果的にPPP/PFIを推進するためにも、特に小さい団体にとっては事務量の増加ですとか人材育成の面にも配慮しつつ、職員の意識の変革を図っていくことが必要ではないかといった御意見、あと推進意欲の高い地方公共団体の取り組みを加速すべきだといった御意見もいただいていたところです。

続きまして、19ページ目の下が、アンケート結果から導き出されたことをずらずらと書かせていただいております。6点ほど書かせていただいておりますけれども、最初は、今後10年間で優先的検討指針記載の対象事業、事業費総額が10億円以上ですとか、運営が1億円以上といったところは、人口20万人未満の地方公共団体でも存在していますということ。

今までに規程を策定したところだと、そのメリットとして理解が高まったとか庁内体制の構築ができたといった回答がございましたというところでございます。

一方、策定に当たっての事務負担もアンケート調査で聞いております。ざっくりとした感じなのですが、また後から統計は示させていただきますが、一番多かったのが作業量が30人日ぐらい、2人で検討して6カ月ぐらいかかりましたというような回答が一番多かったところでございます。あと、関係者との調整でどういったことで時間がかかりましたかと聞いたところ、議会の議決を得る上で時間を要したとの回答が多かったところでございます。

あと、特に20万人未満のところですが、規程を策定しない理由を聞いたところ、庁内体制が整っていませんということと、人員が十分ではないですといった回答が多かったところです。

一方、そうはいっても必要を感じている地方公共団体はやはり多いですということと、これも統計的なものは後から示させていただきます。

人口20万人未満の地方公共団体でも78%が成果を認識しているところでございます。

そういうことで、20ページ目に具体的な取り組み等を記載させていただいてまいりまして、基本的な方向性としては、拡大を行う方向で検討を行う。ただ、以下への考慮が必要ということで、今、20万人以上が中心ですけれども、地方公共団体で策定

しているところでの運用の状況とか、実施に当たっての事務負担とか、取り組み意欲といったところを考慮しつつ検討を行っていくということで考えております。

適用拡大に向けた具体的な取り組みですけれども、4つ書いております。まず一つが、人口20万人未満の地方公共団体に対する優先的検討規程運用支援事業の実施ということで、これは今年度やっていきたいと思っております。また後ほど説明させていただきますけれども、今、ちょうど募集をしているところでございます。

2番目が、策定と運用上の課題の抽出と対応策の検討ということで、先ほども庁内体制という課題もございましたけれども、そういったところに対してどうやっていくかということで検討をしていきたいと思っております。

あと、優良事例の調査ということで、策定済みの地方公共団体で一から策定して、運用も回してというところで、どのような工夫をしてやったかとか、どういう苦労があったかとか、そういったところもちゃんと詳しく調査をしていきたいと考えております。

最後に、策定の際の工夫点の横展開ということで、こちらはまた後ほども出てくるのですが、ちゃんと庁内で委員会みたいなものをつくって、そこでみんなを集めて一遍に検討したといった、いろいろな工夫をしている自治体がございますので、そういったところの話も聞きつつ、工夫したところ等を横展開を図っていききたいと思っております。

21ページ目からが、今まで申したことをもうちょっとデータなり詳しく資料をつくっているところでございます。まず、21ページ目が今年度の運用支援事業でございます。コンサルタントを地方公共団体に派遣しまして、規程案の策定の支援を行ったり、横断的な勉強会の開催を支援したり、先行事例の収集といったところもやっていきたいと思っております。

昨年度は、主に20万人ぐらいというか、それ以上のところも含めて、小金井市とか福井市とか富士市といったところでやってきたのですが、今回は、20万人以上はつくようになっていきますので、20万人未満のところでも今後、200団体ぐらいはつくると言っておりますので、そういったところの支援をどんどんしていきたいと思っております。それが21ページ目でございます。

続きまして、22ページ目は、既にごらんになっているものですが、今後やっていく対象事業がありますかと聞いたところで、こういう状況になっているということです。対象事業があるということが、20万人未満のところでももちろんありますよということです。また、根本先生からも前、事務庁舎とか学校とか、ほとんどのところはあるはずだという御意見もいただいているところでございまして、こういった対象事業は存在していますよというところでございます。

23ページ目が、事務負担量を聞いたところでは、これは10人日、30人日、60人日、90人日、120人日と30刻みで聞いているのですが、多かったのが30といった

ところでは、次いで30～60、60～90ということでしたというところがございます。

策定部署の検討人数で、1人、2人、3人、4人がほぼ同じで、これぐらいの人数でやっていたということです。

あと、策定完了までに要した時間ということで、大体半年から1年かかってしまいましたというところが多いということです。こういったことも踏まえながら、今後、小さい都市でどうしていくかということをもっと検討していきたいと思っております。

続きまして、24ページ目が、先ほども説明させていただきましたけれども、関係者での調整で時間を要したものでございます。一番多かったのが、先ほども説明させていただきましたが、議会の議決を得る上での調整というところで、あとは関係部局との役割分担の調整、首長の決裁をとるといったことが時間を要していますという御回答がございました。

工夫をした点ということで、下に個別に自由に回答していただいたところなのですが、4つほどありまして、「社会資本整備推進会議」という既存にあるものの専門部会を活用して進めましたということですか、事業所管部局と積極的にコミュニケーションをとり策定を進めましたといったようなこと。内閣府の専門家派遣制度を利用して、庁内で説明をしましたということ。あとは、有識者会議を設置して、提出された意見書をベースとして議会や区民の意見を反映して策定したというところもございました。

こういったことをもうちょっと深掘りをして、調査をして、横展開を図って、今後、策定をするところの参考にしたいと考えております。

続きまして、25ページ目は、20万人未満ですけれども規程を策定しないということで、なぜですかということ聞いております。ここも具体的に数字で、950もの団体が庁内体制が整っていませんと。あと、人員が十分ではありません。実施できる民間事業者がいません。必要性を感じませんと言っているところもあるのです。あと、対象となる規模の案件がないと言っているところもございます。

そういう課題がございまして、対象となる規模の案件がないと167の団体が答えていますけれども、さらに詳しく、では何億円が一番大きいのですかということも実は聞いています。席上配布資料2の3ページ目の下のところで聞いていまして、1億円未満というところが21団体あって、5億円未満が50団体、10億円未満が48、なぜか10億以上と書いているところもあって、今はまだ単純にしか集計できていないところもあるので、さらにここも深掘りをしていければと思っております。

こういったところに対しては、我々も専門家派遣とかワンストップ窓口とかもやっていますので、そういったところでどんどん実務的に支援をしていきたいと思っております。

続きまして、26ページ目が実施する必要性についてということで、こちらは中間

フォローアップのアンケートで聞いたものでして、もうごらんになっているかもしれませんが、実施をしていきたいというところもかなりあるところでございます。下は、人口10万で区切っています。この差は大分ありますけれども、こうしたことで積極的にやっていきたいとは考えていらっしゃるというところでございます。

27ページ目が、実施した成果ということで、こちらはどの自治体でも大体8割ぐらいは感じているところでございます。コストが縮減されましたとか、サービスが向上されましたといったことをお答えいただいた団体が多かったところでございます。

こういったことで、またさらなる推進を図っていきたいと思っております。

取り組み方針については以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

以上の御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いします。

人口20万人未満のところの議論は、アクションプランの中にも出てくるのですね。

○森企画官 出てまいります。

○根本部会長 その点は非常に大きいので、アクションプランの見直しの説明をしていただいた上で小規模自治体への展開について検討したいと思います。

それ以外の論点で、いかがでしょうか。

○北詰専門委員 それ以外ということなのですが、確認としては、人口規模も事業規模も規程作成の決定的な壁ではないのではないかとということだと思っております。特に人口が小さいところへの展開はその次で議論させていただくとして、我々は一つの目安で切ったわけですが、先進的なところは当然やるわけですね。一番、問題になっているものが、ずっと何度も出ている庁内調整みたいなものでしょうから、こういうものは、私どもがいろいろお伺いしていても、3つぐらいです。その庁内体制が問題になったときの対応策は具体的に4つほど挙げていただきましたけれども、まず、トップダウンというか、首長以下、非常に組織上、高いところの人の関心が一つ。

2つ目に大きいのは、危機感の共有ということなのだろうと思っております。財政的な危機とか施設関係の老朽化の進展に対する危機といったものが、それぞれの職員に共有されていれば、進まない理由も職員の理解みたいなものがあつたと思っております。本当はバリュー・フォー・マネーに行ってほしいのですが、PFI上いかどうかは別として、コスト削減が自治体の職員にとっては最大の関心事でしょうから、そういう危機感の共有といったものがあれば、本来、どんな手法でも飛びついてくるはずではあるので、その理解が進むだろうと思っております。

それから、事務局の方がおっしゃっていたように、優良事例による抵抗感の低減ということだと思っております。いろいろな自治体職員の方に聞いても、第一声に聞こえ

てくるのは、余り議事録には書けないのですけれども、面倒くさいということです。内閣府さんが自治体の方に聞かれると、いい話ばかり聞いてくるし、効果があるよとかそういうことになると思うのですけれども、アンダーグラウンドで内閣府さん抜きにしてそっと聞くと、やはりちょっと面倒くさがるのです。その辺についても、このような事例があつてうまいこといったよということが、まず、ほかの自治体であるという話はここでいろいろお話しいただいたし、これにもたくさん書いてある。自分の自治体の中でうまくいったよというところがさらに効果的なので、その部分の優良事例による抵抗感の低減といったものを意識して、第一発目みたいなところは、かなり外部から強行にやってもらうというところで、その後の普及は抵抗感の低減みたいなもので進めていくという、ちょっとした戦略が要るのかなとは思いました。

以上です。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 今のご意見とも連動するのですが、ご説明いただいた中に、推進意欲の高い自治体の取り組みを加速すべきということがあったのですが、私もまさにそのとおりだなと思っています。

今までPFI推進自治体というと、指折り数える程度の数の自治体の名前しか挙がらなかったと思うのです。それが、この一連の取り組みで、いよいよ20、30あるいは100だとかいう数字になってくるのかなと思っています。そういう自治体の裾野、やる気のある自治体の裾野を広げることが重要と考えます。逆に、言ってもなかなかついてこないところもあるのかなと思うのですが、そこに力を入れるよりも、やる気のある自治体の裾野を広げる方に取り組みをより推進していただければいいのではないかと思います。

○根本部会長 ちょっと形式的というか質問なのですけれども、議会の議決を得るということは、議題としてはどういう議題なのですか。規程の制定自体が行政上の例規みたいになって、それがもう議決事項になるということなのですか。条例みたいにはなっていないわけですね。

○森企画官 条例みたいにはなっていないと思うのですけれども、そこはまだ詳しく分析できていないところもあるので、さらに深掘りしていきたいと思っています。

○根本部会長 最初のイメージだと、報告事項程度かなと思っていましたけれども、議決と書いてあるので議決しているのでしょうか。そうすると、当然ハードルも高いし、時間がかかるのも当然かなと思いますけれども、議決を経ている以上は相当力の強いものだから、望ましいことは間違いないのですけれども、自治体の行政実務のフローの中にどう位置づけられてくるのかということ、サンプルでいいのでちょっと調べて教えていただけますか。

○森企画官 はい。

○根本部会長 それから、資料の12ページの策定状況で、人口20万人以上の市区には「策定済」と「今後策定予定」と「策定しない」の3種類しかなかったのですが、中身を見ると、策定するかどうかを検討中のところが何カ所かありますね。これは今後策定予定ではないので、そこは識別しないと本当は正確ではないかなと思います。数カ所なのですけれども、要するに江東区だけ策定しないということは明らかなのですけれども、それ以外に、策定するとまだ決めていないところが何カ所かあるのですね。そう答えている以上は、今後策定予定ではないと思うので、そこは正確に記載すべきかと思います。

意外に、例えば神奈川県のように、ちょっと時間がかかりましたというところが推進しているようなところ、尼崎市とか岡山市とか、割と優等生的に推進しているようなところがおくれているというのは、ヒアリングをされて何か思い当たる節はありますか。

○森企画官 彼らもすごくいろいろと考えていて、ほかの規程も変えなければいけないのではないとか、実施方針を改めてつくるといった整合といったものを図ろうとして、どうしても間に合いませんでしたとか、そのように言っているところがあるので、やっていないというわけではなくて、本当に真剣にやろうとしてどうしてもおくれってしまったところも幾つかあるところがございます。

○根本部会長 それによって、ちょっと対応が変わってきますね。

その辺はきめ細かく見たほうがよくて、考えもしないでやめますとか、そういうことが一番よくないので、それがないようにするにはどうすればよいかということだろうと思います。

それでは、アクションプランのほうを御説明いただいて、大きな議論をしたいと思います。

○森企画官 それでは、資料でいきますと28ページ目からが「アクションプランの見直しについて」でございます。具体的には、29ページ目の1枚に集約されているのですが、計画部会というところで、アクションプランの見直しに向けて議論が進められております。

30ページ目と31ページ目で先にスケジュールと考え方を説明させていただきますと、30ページ目が見直しの考え方というところでして、アクションプランを今、この30ページ目でいきますと、左側に目次をずらずらと書いておまして、その中で特に「3. 推進のための施策」の中の一つに「(1) 実効性のある優先的検討の推進」という項目がありまして、まさに運用の手引を策定しますとか、20万人以上のところで策定しますといったところは、今のアクションプランでそれぞれ具体的に項目が書いてあるところがございます。さらに、28年度末にやりますと言っていたところを、29年度以降どうしていくかというようなどころが見直しの対象となっております。



また「4. 集中取組方針」で、これは優先的検討というよりはコンセションと  
いった重点分野等をどのようにしていくかということも見直しの対象として、今、  
進めているところでございます。

最後の31ページ目がスケジュールなのですけれども、第5回、第6回までは終わ  
ってしまして、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、第6回で構  
成員の皆様から意見をお伺いしまして、それを踏まえて本日、どうしていくかとい  
う対応方針を考えてきたところでございます。これを受けて、第7回が4月21日に  
あるのですけれども、そこでまた部会で議論をして、最終的に第8回の部会で議論  
をして、5月25日の推進委員会に報告して、我々、推進委員会の案として決定をし  
て、その後、PFI推進会議で決定をしていくという流れで予定をしております。

そういったところも踏まえまして29ページ目になるのです。意見内容と対応方針  
案としているのですけれども、左の意見内容というものが各構成員の皆様からいた  
だいた意見でございます。

まず、1つ目なのですけれども、優先的検討規程において、民間提案を標準化す  
る記載を追記することが必要。これは根本部会長からいただいた御意見でございま  
して、検討していきますということなのですけれども、民間提案の活用の支援事業  
も我々はございますので、そういったところでそういった扱いを精査して議論をし  
ていきたいと考えております。

その次に、優先的検討のさらなる推進のためには、地方公共団体に対して何かし  
らの強制力またはインセンティブを働かせることが必要であり、その方法について  
検討することが必要というところにして、こちらは我々、今、支援事業も行ってい  
りますし、そういったところで20万人未満でも支援を行っていきますので、そうい  
ったところで、よりインセンティブといいますか推進を図っていきたいという記載  
をしているものでございます。

その次が、適用拡大といいますか人口規模要件の撤廃でございます。対象を全て  
の地方公共団体にすべきで、また、小規模自治体へはノウハウ面での支援制度の拡  
充が必要というところでございます。

こちらは、先ほど説明をさせていただいたとおりでございまして、運用状況をフ  
ォローアップして課題を検討、20万人未満のところには規程の策定とか課題を踏ま  
えた上で、適用拡大の方法について検討を行っていくと記載をさせていただいてい  
ます。

4番目と5番目は、フォローアップといいますかフィードバックが必要だとい  
うことでして、こちらは今もやっておりますし、今後もやっていきますということで  
記載をしているところでございます。

以上でございます。

○根本部会長 ありがとうございます。

それでは、全体的な話になりますので、それぞれ御意見をいただきたいと思いません。

横山先生。

○横山専門委員 今までの議論も踏まえまして4点ほど、なぜ、この優先的検討規程が進まないのかといった点と、それに対する対応策について、私の意見として申し上げたいと思います。

一つは、まずはトップの問題、政治的な問題が大きいと思います。これはPPP/PFIへの理解とも比例するわけですが、政治つまり、首長議会です。その点に関して、私が有効だと思えますのは、既に内閣府さんのほうで全国行脚もされておられますが、これもいいと思いますし、さらに、私どもも昨年度つくらせていただきました地域プラットフォームでの情報発信が非常に大事かと思っております。自治体が、これは国の政策として強力に進められていて、そこに乗り遅れてはいけないのだと思ってもらえるような発信が非常に大事ななと思っております。

2番目でございますけれども、優先的検討規程という名前がちょっといかめしいのです。これは端的に中身を表して、これ以外のネーミングがあるのかということなかなか思いつきはしないのですけれども。これは少し確認したいのですけれども、この規程というものは、条例でもないし計画でもなく、法的にもう少し下に位置づけられているものでよろしいのですね。

○森企画官 法的には何も位置づけていないので、そこは自治体の判断です。

○横山専門委員 そうなると、ここは少し誤解をされているところが結構あるかなと思っております。先ほど岡山市さんのお話もありましたが、独立した規程なり方針というものをきちんとつくらなければいけないと考えているところと、従来の、行革大綱ですとか行財政改革の計画ですとか、あるいは公民連携の指針ですとか、こういった中でこうしたことを位置づけていくといった手法のところもあるかと思うのですが、これはいずれの手法をとっても、そうした規程さえあればよろしいということですね。

○森企画官 法的には何も位置づけていないので、そこは自治体の判断です。

○横山専門委員 そうなると、ここは少し誤解をされているところが結構あるかなと思っております。先ほど岡山市さんのお話もありましたが、独立した規程なり方針というものをきちんとつくらなければいけないと考えているところと、従来の、行革大綱ですとか行財政改革の計画ですとか、あるいは公民連携の指針ですとか、こういった中でこうしたことを位置づけていくといった手法のところもあるかと思うのですが、これはいずれの手法をとっても、そうした規程さえあればよろしいということですね。

○森企画官 そうです。

○横山専門委員 そういう理解が、私どもはそう思っておりますけれども、自治体

の受けとめ方としてはちょっと違っているところもあるのではないかと。これは、独立したきちんとした大綱みたいなものをつくらないといけないのではないかと勘違いされているところもあるのではないかと思いますので、少しそこら辺のハードルを低くといいますか、そういうものも含めて、規程として何らかの形が整備されればいいのですよということを書いていくと、もう少し**策定件数も増えてくるのかな**というように**思います**。

3つ目でございますが、もう一つの誤解なのですけれども、やはりハードのイメージが非常に強いと思います。**建設費の10億円以上**といったこと**だけでなくソフトの運営費1億円以上も対象なわけですから**、そうなれば、指定管理などはかなり該当してくるはずでありまして、PFI全体に関係することですけれども、どうもハードのイメージが強過ぎて、それ以外も全部入ってくるのですよというところが、どうもまだ周知徹底がされていないといいますか、誤解が多いところではないかと思えます。**ハードもソフトも**含めて公民連携を図っていくことが究極の目標でありますから、そういう面で幅広く捉えて、全庁的にやっていただくことが大事かなと思います。

それに関連しまして、4つ目でございます。先ほど成果のところでは一番の成果と感じている点はということで、コストカットというところがどうしても一番に来ているということでございます。これも自治体側の気持ちを反映していると思いますが、ここは一つの誤解だと思っています。もちろんコストカットは非常に大事なのですが、公民連携で一番大事になってくるところは、サービスの向上や民間ノウハウの活用、行政の効率化といったところですね。これは庁内体制の整備の必要性に比例してくると思うのですが、今、多くの**公民連携担当部署**が、行革担当課であったり、財務部であったりして、言ってみれば今まで内部管理のことをやっていた部署がその見地からやっているのですが、公民連携になりますと、外部の民間企業との**連携も大事になってくるわけ**です。その辺の感覚が**主管課と**それぞれの課とで少しずれているのではないかなと思います。

ですから、全庁的に、とにかくあらゆる公共政策を、究極的には民と一緒に連携を図っていくのだという認識のもとで進めていくことが非常に大事になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○根本部会長 ありがとうございます。

続けてどうぞ。

○北詰専門委員 ちょっとまとまっていないのですけれども、先ほど少し申し上げましたように、人口規模とか事業規模が規程作成の壁ではあるのですけれども、主たる壁ではないという認識を我々も明らかに持っていていいだろうとは思っています。ですので、今ずっと物事を進めていく中で、やれ20万だとか1億だとか10

億だとかという数字を出してきたわけですがけれども、そういう言い方を少しトーンダウンしていったら、例えば横山委員もおっしゃっていましたがけれども、特に公共サービスの向上が必要な自治体とか、先ほど少し申し上げましたがけれども、財政的にあるいは公共施設の老朽化であるとか運営について高い課題を有している自治体であるとか、そういうところにこそ、この仕組みは必要なのだというような言い方に変えていくことも一つの案かなと。

もちろん、わかりにくくなりますので、今までやっている20万とか10億、1億という数字は全て諦める必要はないのですけれども、20万を10万だという数字の提言だけではなくて、意味合いとしての本来の目的を強調するようなアクションプランの持っていき方にしていくことが一つの方向性かなとは思っています。それは、すなわちやる気のある自治体はどんどん進めてもらうということにもつながりますし、数字だけ見て諦めていた自治体に対しては、そういう課題を持っているのであったら、うちもちょっとやってみようかと、これからやる自治体に対する一つのメッセージにもなるだろうなと思いました。

一旦はこれで。

○根本部会長 お願いします。

○下長専門委員 先ほども言ったのですけれども、やる気のある自治体を増やしたいということをごく思います。そういった中で、今、つくっていただいた手引きを改めて見ていると、そもそもなぜ優先的検討をする必要があるのかというところでは、その腹落ちができていない自治体と、内閣府が言っているから形の上でつくりましたよというところもまだまだあるのかなと思っています。これから運用に向けて、優先的検討規程作成の必要性だとか、それを作ってどういう効果が出てくるのかというあたりを、もうワンステップ上げて共有していくことが非常に重要ではないかと思っています。

○根本部会長 人口規模要件の件が一番大きいのですけれども、確かに形式的なところを余り議論していてもしょうがないですが、同時に、実質的なことで伝えてもなかなか伝わらないということがあって、わかった上で形式的な枠組みをつくっているところが、アクションプランの金額だとか件数もまさにそのとおりで、6件に意味があるわけではなくて、できるだけ頑張りなさいと言っているわけですが、6件という数字を出したがるゆえに頑張れるところがあるので、やはり数値目標は結構大事かなとも思います。

そのような意味があるのだよということを考えた上で、人口20万人が適正かというところと全く適正ではないということで、財政的に厳しいだとか施設の老朽化という自治体は、むしろもっと下のほうにいっぱい存在する。本当に頑張ってもらわなければならないような自治体が、あたかも頑張りの順番は後でもいいよと伝えているところはすごく逆メッセージになっているということなのです。

これを何とかそうでない姿にするということなので、私は20万人を5万人に引き下げるということではなくて、人口要件は撤廃して、人口規模とかかわりなく、10億という事業は必ずあるはずだから、それを達成しなさいというところが必要かなと。そのように枠組みを変えていくべきかと思っています。

その上で、今の対応方針案だと、29年度は運用状況をフォローアップして課題への対応を検討する。これは人口20万以上の自治体に関してまだ100%ではないので、100%にしますということと、つくったところをどうやっていますかというところをフォローするということなので、PDCAのPの欠けている部分をしっかりやるということと、Dを少しモニタリングするということなのです。

その上で20万人以下のところを考えると、これは優に1年間かかってしまうわけですね。平成30年度に人口20万人未満も優先的検討規程をつくりましょうということになった場合は、30年度まで動かないわけですね。31年度になって、ようやくそういったところが規程をつくって動かし始めるということなのですけれども、このタイミングでいいかどうかということで、まず民間のスピード感からすると、全く合っていない。そんなに長期間かけるような話ではなくて、必要だと思えばスピーディーにやる。PPPはやはりそういう感覚で進めないといけないので、非常におそいという感じがする。

もう一つ、手おくれになるということがあって、ことしから公共施設等総合管理計画の個別実施計画が始まるのです。既に着手しているのです。その中で、これは総務省指針の中にも書いてあるわけですが、優先的検討規程があれば当然、PPPを優先的に考えることにした上で個別実施計画をつくるので、それはしっかりと考えるはずなのです。ところが今、それがないと、個別実施計画が今年度中には全部終わらないまでも、来年度まで含めると相当進むはずですが、そこに優先的検討という枠組みが何らかかかっていないという状態は、3年後にスタートしたとしても、非常に手おくれになっている可能性がある。政策として何をやっていただくと。今ごろ言われても時既に遅しという可能性が非常に強い。そういう政策をちょっと推進するということは極めて抵抗感があるという感じなのです。ですので、ここはもうちょっと強いというか、早い案を考えていただきたいと思います。

資料1の5ページにあった文章を改めて読むと、人口20万人以上はつくってくださいと書いてあります。その他の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取り組みということで、当然、必要性はあるだろうから同様の取り組みをしてくださいと国としては言っているつもりなのですけれども、受け取る側は、必要性があるかどうかを評価するのは役所なのです。ということは、必要でないと思えば必要でないということなのです。その結果が今、このような状態なのです。

必要性があるかどうかを主観に委ねることが、従来の枠組みでいくとPFIが余り進まなかったのも、必要性をやはり客観的に示す。やりたくないから、面倒

くさいからやらないでも従来ではよかったものを、いやいや、やらないのならやらないの理由を客観的に示しなさいという挙証責任の転換を行ったことが優先的検討規程の画期的な意義なのです。その意義に注目すると、必要に応じてということはやはりちょっとおかしいので、こういう文章で改めて規程をそのままつくりなさいと、まだ29年度は言えないとしても、最後の「また」以下の記述を、例えば公共施設等総合管理計画の個別実施計画の策定に移る時期に差しかかっていることに鑑み、十分にPPP/PFIの意義を判断した上でとか、そういうことがしっかりとここに書かれないと、やはり刺さってこないですね。

その辺のところは相当工夫をしていただきたいと思うし、計画部会でどういう御報告があるのかわからないですけれども、その場でもまた申し上げますが、このままこれがアクションプランに出ると、相当スローダウンした感じがしますね。そういう形式的な枠組みをきちんとした上で、先生方がおっしゃっているような実質的な議論を十分にやっていけると思うので、私としてはそのようにしていただきたいなと思います。

そのあたりについて、先生方いかがでしょうか。

○北詰専門委員 幾つかの自治体の方と、立ち話程度ですけれども話をすると、決して特に意識が高いわけではない方、自治体としてはとても進んでいるのだけれども、当該の方はそうでもないという方とお話をすると、やはり内閣府さんから面倒くさい話が来たよという言い方はされるのです。ですので、先ほど根本先生がおっしゃっていたように、必要かどうかを御自身たちで判断するというやり方でないはずだったものなのです。組織としてはもちろん、この趣旨を踏まえた何かしらのことをやってくださると思うのですが、最終的に庁内のいろいろな方と意識を調整しながら進めていくときに、個々のレベルまでいくと、必ずしも必要性を客観視して危機感を持っている方はそれほど多くない場合も多いということなのだろうと思います。

今、先生がおっしゃったことは、私も非常になるほどなと思ったのですが、それが組織として、自治体全体として客観評価としてこれは必要だと判断することも必要ですけれども、それが最終的に庁内調整まで進んだときの個々のメンバーであるとか、関連の部署であるとか、そういったところにまで客観的な意味での必要性が浸透することが重要なのかなとは思いました。

そういう意味では、大きな数字もそうですけれども、例えば財政が何パーセントだめだということもですが、その要因は、例えば公共施設のこの部門の赤字なり何なりが特に影響しているのだよ、あなたのところの部署が一番頑張らなければいけないのだよというレベルまで言ったほうがいいかなと思いました。

以上です。

○根本部会長 どうぞ。

○下長専門委員 今、根本先生から、総合管理計画との連動というか、その政策の流れとして優先的検討がワークするようという指摘がありました。それはまさに優先的検討規程の必要性のところだと思います。単に規程をつくるという単独での必要性ではないのだと思います。自治体の問題解決のための一連の総合管理計画の流れの出口として、個々の事業をPFIやPPPを使って実施するということもまだ認知が低いと思います。そのあたりはまさに総務省と内閣府の連携が必要かと思えますので、より連動性を高めていただけると、理解は非常に深まると思えます。

○根本部会長 今までのところで、何かありますか。

○森企画官 どうしても遅く見えてしまうということが、我々はまさに規程をつくってくださいということがPになっていて、規程をつくり出すということがDになっているのです。本当は規程をつくるのがPで、運用をしていくのがDなのですけれども、どうしてもそのようになってしまっているのです。何となくおそくなっていると捉えられてしまうのかなというところもあるのです。同時に運用も開始しているところもございますし、そういったところは、別に遅いというわけではなくて取り組んでいるのだというところで、もうちょっとアピールというか、進めていかなければならないかなと思っております。

○坂本参事官 まだ2週間たっていない状況なので、知識が乏しくて、違っている内容だったら申しわけないのですが、私も実は震災の後に東北の復興の仕事をやったことがあります。東北のいろいろな自治体、市とか町を回ってきたのですけれども、庁内体制が課題になっておりました。一方で、私の前任地は民間企業に出向して、福岡で仕事をしていて、そのときに横で福岡空港のコンセッションの仕事を見ていたのですが、ここは、空港の場合は航空局でしたけれども、売り手のほうの作業がかなり膨大です。当然マーケットサウンディングをやり、実施方針をつくってとか、また事業者が応募してきてというプロセスがありますので、そういう意味では、できるだけ20万人未満の自治体についてもやっていきたいのですけれども、規程をつくるのが目的ではなくて、実際にやる気のあるところに、優先的検討規程をコアにどんどんPFI案件のほうにシフトしていくということをぜひやってほしいなど。

それを、私どもは少ない体制でやっているものですから、今は都道府県あるいは政令市、20万人以上の自治体百八十数カ所の状況の把握をやっているところですが、そういう中でできるだけ効果を早く上げていきたいというところがありますので、今年度で検討ということになっているのですけれども、一方で総合管理計画のスケジュールが早く進んでいることであれば、ぜひそこは先ほどあった総合管理計画とのリンクとか、また早急に御相談をしながら検討していければと思っております。

よろしく申し上げます。

○根本部会長 公共施設等総合管理計画の観点は原案には入っていないので、そこを入れて、やはり今がタイミングなのだよと。本来、国から言われるまでもなく、それをやらなければいけないことなのです。そうはいっても自治体の庁内体制が整備されていないので、やる気のある人は結構いっぱいいると思うのです。だけど、全体に敷衍するために、国のスタンスがしっかりしている必要があるので、国はまだ検討中ですよということでは応援にならないのです。しっかり規程をつくれとまで言えないのであれば、方向感をしっかり出して、こういう事情だから大事だ、だからつくってほしいのだという意図が込められるような表現で連絡をしていただく。そうすると、進めたいところがそれを頼って進んでいけるので、進めたい人に武器を与えるというか応援してあげることが国の大きな役割だと思うのです。

この案だと、非常にニュートラルで一見突き放したような感じも見えてしまうので、それが本意でないとするれば、本意があらわれるようにしていただきたいということです。

○坂本参事官 一点、瑣末な話で恐縮なのですがけれども、実はこの優先的検討規程につきまして、策定について要請をすることが強制ではないかということが、野党の議員の先生からこの間の3月に質問が出まして、そこは強制ではないという答弁を石原大臣がされたこともありまして、そこも我々は気をつけていかないといけない部分かなと。

○根本部会長 でもそれは、もともと人口規模と関係ないですね。

○坂本参事官 そうですね。

○根本部会長 そういう意味では、総務省さんのほうで考えるのでしょうかけれども、行政局と財政局の連絡もちゃんとしていただかないといけないなという感じがするのです。今回、みんな相当期待というか注目している。アクションプランは毎年、非常に注目されて、注目以上のものが出てきているので、民間も含めて期待が高いところなので、期待に対して失望とまでは言いませんけれども、元気がなくなるような方向にはならないようにしたいと思います。

ほかの論点では、いかがでしょうか。

どうぞ。

○北詰専門委員 些細なことなのですがけれども、何回か前にも申し上げましたが、小さな自治体になればなるほど、地元要件の抵抗感が強くなります。中身はいろいろあって、そのようなものはさほど大きな話ではないよということになっていると思うのですがけれども、小さな自治体さんでこういったものを進めようとしたときに、御自身たち、関連の業者さん、議会筋さんも多分そうだと思いますけれども、地元要件に関して誤解があって、それが進まない一つの要因になるようであれば、サービス向上といった形で、地域の皆様方にもすごくポイントが高くて、ますます進めるべきなのですよということもさらに盛り込んでいただければ、小さな自治



体にも進みやすくなるかなとは思いました。

以上です。

○根本部会長 何かありますか。

どうぞ。

○下長専門委員 アクションプラン関係の意見として、ここ数年コンセッションに相当力を入れて推進されてきたと思うのです。それはそれでこれからも非常に期待したいところなのですが、やはり優先的検討規程で裾野が広がるタイミングで、今までサービス購入型でやってきた案件なども当然、各自治体にはたくさんやるべき事業があるかと思えます。サービス購入型というくくりで分類されているこれまでの事例の中にも一部混合型が紛れ込んでいると認識してしまして、少ない収入ではあるのだけれども、それを民間に帰属させて民間の裁量で拡大増収させようという案件があるかと思えます。

そういった混合型の案件も含めて、より全体的な拡大をするために、マーケットボリュームの大きい庁舎とか学校といった事例でもより取り組みやすさを高めるようなところを、この政策の中に入れていただけると非常にありがたいなと思っています。

○根本部会長 それでは、委員の先生方からの意見は以上のような感じですがけれども、事務局のほうから何かありますか。

○森企画官 最後、連絡事項になります。

今、非常にいろいろな御意見をいただきました。来週も計画部会がございしますので、それまでに、どのように計画部会の場に持っていくかということ部会長とも相談させていただきながら進めていきたいと思えます。

次回、今のところは10月ごろだと考えているのですがけれども、随時、アクションプランの見直しといった状況は御連絡させていただきながら、今は上半期でフォローアップして10月というところですがけれども、また御相談させていただくこともあると思えますので、引き続きよろしくお願ひできればと思えます。

以上で、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。